



発行 新潟県  
第 66 号  
平成29年8月29日  
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

40 新潟県財務規則の一部を改正する規則 (出納局管理課)

告 示

- 979 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定 (福祉保健課)
- 980 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届 (福祉保健課)
- 981 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届 (福祉保健課)
- 982 知事指定薬物の指定 (医務薬事課)
- 983 農用地利用配分計画の認可 (地域農政推進課)
- 984 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更 (食品・流通課)
- 985 種畜証明書の書換えをした旨の通報 (畜産課)
- 986 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農地計画課)
- 987 県営土地改良事業計画の縦覧 (農地計画課)
- 988 県営土地改良事業の工事完了 (農地整備課)
- 989 国土調査の成果認証 (農村環境課)
- 990 平成29年度地籍調査事業計画の変更 (農村環境課)
- 991 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)
- 992 新潟県収入証紙の売りさばき人の指定取消 (出納局管理課)

公 告

- 特定調達契約の落札者等 (税務課)
- 争議行為を行う旨の通知 (労政雇用課)

規 則

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 8 月29日

新潟県知事 米 山 隆 一

**新潟県規則第40号**

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表第 1（第 2 条関係）</b>		<b>別表第 1（第 2 条関係）</b>	
名 称	所管組織	名 称	所管組織
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	胎内警察署	(略)
新潟県立幼稚園	(略)	(略)	新潟県立幼稚園
<u>新潟警察署</u>	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年 8 月31日限りで廃止される次の表の左欄に掲げる事務所の平成29年度に係る会計事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる事務所において処理するものとする。

胎内警察署 新潟東警察署	新発田警察署 新潟警察署
-----------------	-----------------

告 示

**◎新潟県告示第979号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の 2 第 1 項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成29年 8 月29日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
有限会社エム・ケイ・メディカル	小千谷市城内 4 丁目 1 番38号	エム・ケイ薬局 とおかまち店	十日町市春日189	居宅療養管理指導	H29. 8. 15
有限会社エム・ケイ・メディカル	小千谷市城内 4 丁目 1 番38号	エム・ケイ薬局 とおかまち店	十日町市春日189	介護予防居宅療養管理指導	H29. 8. 15

**◎新潟県告示第980号**

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第 1 項の規定により、指定介護機関から次のとおり

変更した旨の届出があった。

平成29年8月29日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
アイン薬局 吉田店	燕市吉田大保町28-11	名称	にいがた調剤薬局 吉田	アイン薬局 吉田店	H29. 8. 1
アイン薬局 高田店	上越市とよば2番地	名称	にいがた調剤薬局 高田	アイン薬局 高田店	H29. 8. 1

#### ◎新潟県告示第981号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年8月29日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
笹菊薬品株式会社	加茂市幸町1丁目16番16号	大郷町調剤薬局	加茂市大郷町1-13-2	居宅療養管理指導	H29. 6. 13
笹菊薬品株式会社	加茂市幸町1丁目16番16号	大郷町調剤薬局	加茂市大郷町1-13-2	介護予防居宅療養管理指導	H29. 6. 13

#### ◎新潟県告示第982号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成29年8月29日

新潟県知事 米 山 隆 一

##### 1 知事指定薬物の名称

- (1) 1-（5-フルオロペンチル）-N-フェニル-1H-インドール-3-カルボキサミド（通称名：L T I - 7 0 1）及びその塩類
- (2) 2-（2-フルオロフェニル）-2-（メチルアミノ）シクロヘキサン-1-オン（通称名：2-Fluorodeschloroketamine、2-FDCK）及びその塩類
- (3) 3-エチル-2-（3-フルオロフェニル）モルフォリン（通称名：3-Phenetrazine、3-FPE）及びその塩類

##### 2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

##### 3 指定の効力が発生する日

平成29年8月30日

#### ◎新潟県告示第983号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成29年8月29日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
聖籠町	2者	蓮濁五百間土居下3962番ほか10筆 1.2ha
弥彦村	1者	矢作上谷地874番1ほか20筆 4.1ha
長岡市	1者	町田町寺田417番2 0.01ha
見附市	1者	太田町中尾1431番1ほか3筆 0.4ha
魚沼市	1者	吉水奥山2344番1ほか2筆 0.4ha
十日町市	1者	伊達丁832番ほか25筆 2.9ha
津南町	1者	下船渡甲8303番 0.1ha
上越市	9者	青野61番ほか115筆 12.9ha
糸魚川市	2者	真光寺雲ノ山2241番ほか55筆 4.6ha
佐渡市	2者	泉立野甲163番1ほか30筆 3.7ha
合計	21者	270筆 30.4ha

2 認可年月日

平成29年 8月28日

◎新潟県告示第984号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

平成29年 8月29日

新潟県知事 米山 隆一

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日					
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会							
代表者氏名	代表理事会長 今井 長司							
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産大豆、国内産そば							
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先			
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	関 奈保	新潟県南魚沼市五箇877-2	もみ、玄米	K1526024				
	磯部 孝行	新潟県村上市佐々木496-1	もみ、玄米	K1516137				
	松嶋 正仁	新潟県新潟市中央区上太川前通5-64-1-1201	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1529005				
備考	略称『新潟県検査協会』平成29年8月29日 農産物検査員1名の氏名・住所変更、2名の新規登録。検査員合計680名。							

◎新潟県告示第985号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の書換交付をした旨の通報があった。

平成29年 8月29日

新潟県知事 米山 隆一

種畜証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11487927569	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	上越市 新潟県笹ヶ峰放牧場利用組合	北海道河東郡音更町 独立行政法人家畜改良センター十勝牧場

◎新潟県告示第986号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、小千谷市の一部を受益地域とする県営川井地区区画整理・農業用排水施設整備(中山間地域総合整備)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 8月29日

新潟県長岡地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成29年8月30日から平成29年9月27日まで

3 縦覧に供する場所

小千谷市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

◎新潟県告示第987号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営伊米ヶ崎地区区画整理(県営ほ場整備「担い手育成基盤整備」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年8月29日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成29年8月30日から平成29年9月27日まで

3 縦覧に供する場所

魚沼市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴

えを提起することが認められる場合がある。

### ◎新潟県告示第988号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事を完了した。

平成29年 8 月29日

新潟県知事 米 山 隆 一

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
佐々木南部郷	県営区画整理（経営体育成基盤整備）事業	新発田市	平成29年 7 月 7 日

### ◎新潟県告示第989号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成29年 8 月29日

新潟県知事 米 山 隆 一

#### 1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
小千谷市	小千谷市の地籍図及び地籍簿 大字山本、大字西中、大字池ヶ原の各一部
佐渡市	佐渡市の地籍図及び地籍簿 大字両津大川の一部

#### 2 認証年月日

平成29年 8 月22日

### ◎新潟県告示第990号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成29年度地籍調査事業計画（平成29年5月23日新潟県告示第670号）を次のとおり変更する。

平成29年 8 月29日

新潟県知事 米 山 隆 一

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
新潟市	新潟市の第06-18計画区・第03-26-1計画区・第09-16-1計画区及び第14-17-1計画区	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
新発田市	新発田市の第3計画区及び第4計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第26計画区・第28計画区及び第29計画区	〃
十日町市	十日町市の市街第14計画区及び市街第15計画区	〃
見附市	見附市の第6計画区及び第7計画区	〃
村上市	村上市の朝第33-2計画区・朝第34計画区・朝第35計画区及び神第33計画区	〃

燕市	燕市の第41計画区及び第42計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第22計画区・第23計画区及び第24計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第37-1計画区及び第37-2計画区	〃
佐渡市	佐渡市の第50計画区・第51計画区・第52計画区・第53計画区・第54計画区・第55計画区・第56計画区・第57計画区・第58計画区及び第59計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第53-1計画区・第57-1-1計画区・第53-2計画区・第57-1-2計画区・第37-1計画区・第57-2計画区・第54-1計画区・第56計画区及び第37-2計画区	〃
湯之谷地域 森林組合	魚沼市の湯森林第1-2計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第8-2計画区・第9-1計画区・第9-2計画区及び南魚沼市計画区	〃
胎内市	胎内市の第46計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第37計画区・第38計画区及び第39計画区	〃
田上町	田上町の第4計画区及び第5計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第5-1計画区・第6-1計画区・第5-2計画区・第6-2計画区・第7計画区及び第8計画区	〃
出雲崎町	出雲崎町の第四計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第105-1計画区及び第105-2計画区	〃
津南町	津南町の第2計画区及び第3計画区	〃
刈羽村	刈羽村の第13-2計画区及び第13-3計画区	〃

関川村	関川村の第14-3計画区・第14-4計画区・第14-5計画区・第14-6計画区・第15-1計画区・第15-2計画区・第16計画区・第17計画区・第18計画区及び第19計画区	”
-----	--	---

◎新潟県告示第991号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年 8月29日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
荻ノ島地区	柏崎市高柳町荻ノ島	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第992号

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）第8条の規定により、次の新潟県収入証紙の売りさばき人の指定を取り消す。

平成29年 8月29日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 指定売りさばき人の名称

有限会社トレック

2 取り消し年月日

平成29年 8月31日

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により次のとおり公告する。

平成29年 8月29日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 調達件名及び数量

税務総合オンラインシステム用サーバ機器更改に伴うアプリケーション移行業務一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県総務管理部税務課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

購入等

4 契約方式

随意契約

5 契約日

平成29年 7 月19日

- 6 契約者の氏名及び住所  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ  
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号
- 7 契約価格  
52,920,000円
- 8 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 2 号

---

#### 争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第 1 項の規定により、日本赤十字労働組合長岡支部執行委員長山崎大輔から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成29年 8 月29日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 要求事項  
人員要求、待遇改善、施設設備、その他の要求
- 2 期 間  
平成29年 8 月30日午前 0 時以降本問題解決まで
- 3 場 所  
日本赤十字労働組合長岡支部の組合員が従事する全職場
- 4 概 要  
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独にもしくは併用して実施する。ただし、救急患者には対応する。